

## 【商 法】

次の【第1問】及び【第2問】のいずれにも解答しなさい。解答用紙に、各自で【第1問】、【第2問】と記入して、解答すること。

【第1問】 次の文章を読んで後記の【設問】に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、電子機器の製造販売を業とする会社法上の公開会社であり、監査役設置会社である。甲社の代表取締役Aは、甲社を代表して、甲社の取締役B保有の土地（以下「本件土地」という。）を1億円で買い受けることとした。なお、不動産鑑定士の鑑定評価による本件土地の客観的な評価額は1億円であり、甲社による本件土地の取得は、取締役会の決定を要する重要な財産の譲受けにはあたらないものである。

【設問】

甲社が、Bから本件土地を取得するにあたり、会社法上、どのような手続が必要となるかについて説明しなさい。

【第2問】 次の文章を読んで後記の【設問】に答えなさい。

乙株式会社（以下「乙社」という。）は、日用品の販売を業とする、会社法上の公開会社でない株式会社である。Cは、乙社株式の全部を保有しており、乙社の代表取締役としてその経営を独断専行していた。

令和6年、大型量販店の進出による競争の激化により、乙社の経営状態は急激に悪化した。Cは、確たる根拠もなく、景気の回復により業績が向上するものと妄信し、何らの抜本的対策を講じないまま乙社の経営を継続していた。令和7年2月、乙社の資金繰りは行き詰まり、同年3月以降の支払資金が枯渇する事態を避けることができなくなっていた。

日用品の卸売業者である丙社は、令和7年4月、乙社に商品を売却し、乙社に対して1000万円の売掛代金債権（以下「本件債権」という。）を有している。

乙社は、同年6月、事実上倒産したため、丙社は、本件債権の全額につき回収することができなくなっている。

**【設問】**

丙社は、本件債権相当額の損害を受けたことにつき、会社法上、Cに対して、損害賠償請求をしようと考えている。丙社の立場において考えられる主張とその当否について、論じなさい。ただし、民法上の不法行為責任については、論じなくてよい。